

有罪答弁制度と 合理的な疑いを越えた証明

清水 拓 磨*

目 次

- I 問題意識と課題
- II アメリカにおける証明基準
- III アメリカにおける有罪答弁制度と合理的な疑いを越えた証明
に関する議論
- IV 小括と若干の検討
- V 結びに代えて

I 問題意識と課題

(1) 2011年から2014年にかけて開催された法制審議会・新時代の刑事司法制度特別部会において、有罪答弁制度の導入の可否が検討された¹⁾。有罪答弁制度とは、被告人が有罪答弁をして、当該答弁が受理されれば、公判 (trial) が省略され、直ちに量刑審に移行するという制度である²⁾。有罪答弁制度を理解するには、有罪答弁と自白との性質の違いに着目することが有益である³⁾。まず、自白は「証拠の王」や「証拠の女王」と呼

* しみず・たくま 立命館大学法学部准教授

1) 法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会『時代に即した新たな刑事司法制度の基本構想』(2013年) 32頁。結局は、「実体的真実主義とはなじみにく」いなどの理由から、「基本構想」の段階で外された。

2) 多田辰也「有罪答弁制度」井上正仁=酒巻匡編『刑事訴訟法の争点』(有斐閣、2013年) 38頁。

3) 清水拓磨『自己負罪型司法取引の問題』(成文堂、2022年) 3頁。

ばれるが⁴⁾、見方を変えれば、単なる証拠にすぎない⁵⁾。そのため、自白があったとしても、有罪判決を下すには、証拠を取り調べて、事実認定を行う必要がある。補強法則もあるから、「自白が自己に不利益な唯一の証拠である場合には、有罪とされない」（憲法38条3項・刑訴法319条2項）。これに対して、有罪答弁を単なる証拠と整理することはできない。有罪答弁とは、自己の罪責を認める旨の答弁を意味する⁶⁾。重要なのは、公判を受ける権利の放棄も意味する点である⁷⁾。ここに自白との差異がある⁸⁾。

有罪答弁制度は、英米法の国で採用されている⁹⁾。とりわけ、アメリカの刑事司法は有罪答弁制度なしには語るができない。有罪判決の9割以上を有罪答弁によって処理しているからである¹⁰⁾。

(2) 有罪答弁制度が、日本において注目されるようになったのは、戦後直後のことである¹¹⁾。その原因が、アメリカ刑訴法学による影響の高まりにあったことは想像に難くない¹²⁾。1948年の現行刑訴法制定に際しては、一時、草案の中に条文化されるところまでいった¹³⁾。また、1953年の刑訴法一部改正によって導入された簡易公判手続が、有罪答弁制度を参考にし

4) 団藤重光『新刑事訴訟法綱要〔7訂版〕』（創文社、1974年）284頁、高田卓爾『刑事訴訟法〔2訂版〕』（青林書院新社、1984年）9頁、関口和徳『自白排除法則の研究』（日本評論社、2021年）3頁。

5) 後藤昭＝白取祐司編『新・コンメンタール 刑事訴訟法〔第3版〕』（日本評論社、2018年）910頁〔後藤昭〕を参照。

6) 宇川春彦「司法取引を考える（4）」判例時報1587号（1997年）16頁。

7) G. NICHOLAS HERMAN & ZACHARY C. BOLITHO, PLEA BARGAINING 13 (5th. ed. 2020); FED. R. CRIM. P. 11 (b)(1); MARK E. CAMMACK & NORMAN M. GARLAND, ADVANCED CRIMINAL PROCEDURE IN A NUTSHELL 275 (3d ed. 2016).

8) 清水・前掲注3）3頁。

9) 宇川晴彦「司法取引を考える（1）」判例時報1583号（1997年）32頁。

10) Missouri v. Frye, 566 U.S. 134, 143 (2012).

11) 松尾浩也『刑事訴訟法・上〔新版〕』（弘文堂、1999年）298頁。

12) 清水・前掲注3）2-3頁。

13) 団藤重光「刑事訴訟法四〇年」ジュリスト930号（1989年）5頁以下、松尾浩也「公判廷の自白（5・完）」法学セミナー292号（1979年）72-74頁参照。

たものであったことは広く知られている¹⁴⁾。前述の通り、近時も、法制審議会・新時代の刑事司法制度特別部会で検討されている¹⁵⁾。今後も、有罪答弁制度の導入論が浮上することは想定できよう¹⁶⁾。

(3) 有罪答弁制度の導入の可否を考えるには、全ての制度にいえることだが、次の2つの問題を分ける必要がある。第1に、導入の必要性があるのか。第2に、導入することが理論的に許容されるのか。

(4) 第1の問題は立法事実の存否の問題と換言することもできる。これまでの議論を整理すると、大別して、次の2つの考え方が示されてきた。1つは司法合理化論である。もう1つは被疑者・被告人の自己決定を尊重する被告人の利益保護論である¹⁷⁾。

司法合理化論とは、刑事事件を「争いのある事件」と「争いのない事件」とに区別し、自白事件などの「争いのない事件」については、有罪答弁制度によって迅速に処理することにより、裁判所・検察の負担をできるだけ軽減し、その主たる資源を「争いのある事件」に割くことが、刑事司法の適正な運用につながるという考え方である¹⁸⁾。現在でもみられる見解

14) 後藤=白取編・前掲注5)709頁〔伊藤博路〕。

15) 法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会・前掲注1)32頁を参照。

16) 渕野貴生「検察官司法の動向と改革展望」立命館法学405・406号(2023年)696頁も「司法取引の一端が導入されたことにより、今後、自己負罪型司法取引制度やアラインメント制度の導入に向けた議論が推進される可能性がある」と指摘している。中川孝博『刑事訴訟法の基本〔第2版〕』(法律文化社、2023年)232頁も「最近では政治の世界で刑事手続の効率化を強く進めているので、その(筆者注:有罪答弁制度の)採用が政治的課題として正式に取り上げられる時がすぐ近くまでやってきているのかもしれない」と述べている。ほかにも田淵浩二「当事者主義」法学教室511号(2023年)44頁を参照。

17) この分類の指摘として、福島至「刑事司法改革の理想——司法取引・有罪の答弁導入の是非など」法律時報74巻7号(2002年)26-27頁、同「有罪答弁制度導入論の問題」法学62巻6号(1999年)1077頁。

18) 司法合理化論から有罪答弁制度の導入を主張する論文として、安倍治夫「新刑事訴訟法の七つのアンバランス——比較法的に見た新刑事訴訟法の実践的不調和について——」法律のひろば9巻6号(1956年)26頁、菊地博「アラインメントを採用せよ——刑事訴訟促進への一試論——」法律のひろば9巻11号(1956年)31頁、同「法学教育と裁判所の実務」法律時報26巻4号(1954年)78頁以下、本田正義「刑事訴訟法における理論と実務(2)」

であるが、とりわけ戦後初期に裁判官や検察官といった実務家から強く主張された¹⁹⁾。

問題は、司法合理化論が説得的か否かである。たしかに、社会が刑事司法のために充てることができる資源は有限である²⁰⁾。その資源は有効に活用せざるを得ないのかもしれない。とすれば、「資源を集中的に投下すべき事件とそうでない事件とを区別することによって、事件処理の効率性を目指さなければならない」ことになる²¹⁾。その結果、有罪答弁制度の導入に至るのも、理解不可能ではない²²⁾。もっとも、司法合理化論に対しては、次の2つの批判が可能であるように思われる。第1に、司法合理化論の前提が説得的でない。司法合理化論は、刑事事件を「争いのある事件」と「争いのない事件」とに区別することを前提にする。しかし、アレイメント²³⁾といった手続の冒頭で被告人が有罪である旨の陳述をしたことをもって、その事件が真に「争いのない事件」とであると判定することは困難ではないか²⁴⁾。

「——書証の証拠調の方法——」法律のひろば9巻3号（1956年）23頁、出射義夫「アメリカの刑事司法の性格——刑事訴追の形式を中心として——」刑法雑誌1巻3・4号（1950年）427-458頁がある。

19) 近年においても司法合理化論が廃れたわけではない。たとえば、鈴木一義「司法取引に関する考察——『有罪答弁』をめぐる議論情況」法学新報118巻1号（2011年）202-204頁を参照。もっとも、鈴木は「変容された形態での有罪答弁・アレイメントを採用する余地はある」とすることから、アメリカの有罪答弁制度をそのまま導入することを主張しているわけではない。同上・203頁。

20) 後藤昭「簡易な手続」川崎英明ほか『刑事司法改革の現段階』（日本評論社、2021年）181頁。

21) 後藤・同上。

22) なお、後藤昭は、「私自身、有罪の答弁の制度を積極的に導入するべきかどうか、今の段階では判断が難しい」と述べている。後藤・同上191頁。

23) アレイメントとは、被告人が事件を争うか否かの振り分けを行う手続のことである。清水・前掲注3）18頁。日本においては、この用語が有罪答弁制度を指すものとして用いられることもある。菊地・前掲注18）法律のひろば31頁以下、渡辺衛「アレイメント制度採用の可否 採用に疑問をもつ」判例タイムズ201号（1967年）22頁以下を参照。しかし、アレイメントとは本来、答弁を行う手続のことを指す。福島至「有罪答弁制度導入論の問題」法学62巻6号（1999年）251頁。

24) 渡辺・前掲注23）23頁。

これは、事件を区別することが求められる裁判官からも指摘された問題である²⁵⁾。とりわけ、日本の刑事司法の現状では、「争いのない事件」と早期に断定するのは危険であるように思われる。現在の日本では、実務上、起訴前に、長期間の身体拘束のもと、取調べの受忍義務が課される。しかも取調べへの弁護人の立会いは権利として認められていない。被疑者が供述を拒否（黙秘）しても、それは無視され、力尽きるまで取調べが続けられ、その結果として自白を得るという運用が常態化している²⁶⁾。そのような形で獲得された自白の後にアレイメントという手続で被告人が有罪答弁をしたとしても、それが直ちに「争いのない事件」であり、公判は不要であると断言できるかは必ずしも明らかではない。第2に、そもそも、現在において、有罪答弁制度を認めるという形で自白事件を簡易迅速に処理する必要性が果たしてあるのか²⁷⁾。2013年に法制審議会・新時代の刑事司法制度特別部会による中間報告として「時代に即した新たな刑事司法制度の基本構想」が公表されたが、ここでは裁判員制度導入による刑事司法にかかる負担増とより充実した公判審理を実現するためのさらなる負担増の見込みが抽象的に示されるにとどまった²⁸⁾。しかし、「最近では刑事事件の数は減少しており、負担は軽減してきている事情がうかがえる」²⁹⁾という批判があり、「特別部会の検討は、エビデンスに基づかない感覚的な議論に終始し」立法事実を正確に反映する姿勢に欠いていたという評価がある³⁰⁾。

有罪答弁制度の導入の必要性を示すもう1つの見解は、被疑者・被告人

25) 渡辺・同上。

26) 湖野貴生「供述の自由保障としての黙秘権と立会権」川崎英明＝小坂井久編『弁護人立会権——取調べの可視化から立会いへ』（日本評論社、2022年）101頁を参照。

27) 清水・前掲注3）6頁。

28) 法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会・前掲注1）32頁。

29) 福島至「被告人の権利保障に軸足を置いた議論を！」法と民主主義477号（2013年）44頁。

30) 中島洋樹「自白事件を簡易迅速に処理する手続の在り方と有罪答弁制度」法律時報85巻8号（2013年）44頁。

の自己決定を尊重する被告人の利益保護論である。前述の司法合理化論と比較すると、近時に注目を集めている主張といえよう³¹⁾。この見解は、被告人の地位が「客体から主体へ」と変動している点を捉え、事件処理においても、当事者の積極的関与を認めていく³²⁾。たしかに、被告人の地位が

31) 福島至「刑事司法改革の理念——司法取引・有罪の答弁導入の是非など」法律時報74巻7号（2002年）26-27頁。

32) たとえば、田口守一は、公判請求事件の90%が自白事件であるために、「自白事件の手続運用が常態化し、それが慎重であるべき否認事件の刑事手続に一定の影響を与えているおそれはないか」、「そもそも自白事件に固有の刑事手続として自白をした被告人の主體的地位を考慮した手続を構想する必要があるのではないか」という問題意識のもと、立法論として有罪答弁制度を積極的に検討すべきとする。田口守一『刑事訴訟の目的〔増補版〕』（成文堂、2010年）1-2頁、11頁。

また、井戸田侃は「本来的な意味で、当事者主義という観念は、当事者に訴訟物の処分権を認めるものでなくてはならない。……被告人の能力に対する十分な配慮があれば、アレインメントを認めても、理論上は可能である」と説く。井戸田侃「刑事訴訟における当事者主義概念」立命館法学201・202号（1988年）843頁以下。

さらに、山名京子も、「被疑者・被告人が刑事手続の主体であるというためには、刑事手続全体の当事者主義的理解を進めることが必要であり、自己の被疑事実・被告事件の事件処理に積極的に関与することによって、その自己決定による事件処理を可能とする方向での検討が必要であると思われる」と指摘する。山名京子「事件処理と自己決定」刑法雑誌41巻3号（2002年）93頁。そして「捜査段階から起訴後においても当事者主義を徹底し、事件処理を共同決定していくことができるとすると、公判審理を放棄する権利を認めることが妥当ではないかと思われる」とする。山名・同上99頁。

高田昭正も、有罪答弁制度に限らない事件処理への積極的関与については、肯定的な評価を示している。高田は、憲法上保障される「個人の尊厳」および「幸福追求権」に由来する「被疑者・被告人の自己決定権」を尊重する視座から、捜査手続における真相解明を被疑者の自白に依存する現行の捜査モデルを批判の俎上に載せる。そして、そのようなモデルでは、決して被疑者・被告人の自己決定が図れないから、根本的変革が必要であると。そこで、真相解明に必要な情報を弁護人の援助を得た被疑者が、必要と考える限りで提供するという、事件処理に被疑者・弁護人も主導的な役割を果たす捜査モデル、すなわち「事件処理における『共同決定』モデル」を提唱する。高田昭正『被疑者の自己決定と弁護』（現代人文社、2003年）115頁。ただし、高田は、有罪答弁制度を無条件に肯定しているわけではない。「事件処理に関する国家の権限独占を否定し、被疑者・被告人の主體的・積極的な関与を求めるという点で、（国家の刑罰権を効率的・一方的に実現する梃子とされる危険がある）有罪答弁制度について、その現実的なあり方を、否定を含めて、決定しようというものなのである」と指摘している。高田・同上120頁。そのため、高田が主張する自己決定論は有罪答弁制度を必ずしも肯定するものではない。

「客体から主体へ」と変動していることを否定的に捉える者は多くない。被疑者・被告人の主体性を尊重することは重要である。しかしこの論理は、少なくとも次の2つの問題を抱えるように思われる。第1に、被疑者・被告人の主体性を尊重することが、直ちに有罪答弁制度の採用を導くものではない³³⁾。むしろ、有罪答弁制度の導入は被告人の主体性を損なうことにならないだろうか。実際、有罪答弁制度の本場ともいえるアメリカでは、有罪答弁制度とそれを下支えする答弁取引制度は被告人の自由な意思決定を阻害する制度という見方も根強い³⁴⁾。たしかに有罪判決の9割以上を有罪答弁制度によって処理するアメリカにおいて³⁵⁾、有罪答弁制度や答弁取引制度の廃止論を唱える者は多くない³⁶⁾。現実的でないからである³⁷⁾。そのためか、司法合理化論は支持を集めている。他方、被告人の自己決定権を尊重するという観点から有罪答弁制度や答弁取引制度を肯定的に評価している者は多くないように思われる。第2に、まさに福島至が指摘するように、有罪答弁制度を肯定するような自己決定論は、無辜の不処罰を内包しない論理である³⁸⁾。つまり、冤罪の問題を自己責任論の中に解消してしまう危険がある³⁹⁾。以上の議論を前提にすれば、有罪答弁制度を導入する必要性があるかも疑わしいように思われる。

(5) そして仮に必要性があるとしても、前述の通り、有罪答弁制度の導入が理論的に許容されるかは次元の異なる問題である。本稿が焦点を当て

33) 福島・前掲注31) 27頁。

34) 清水・前掲注3) 67-138頁。

35) *Missouri v. Frye*, 566 U.S. at 143.

36) Stephanos Bibas, *Plea Bargaining outside the Shadow of Trial*, 117 HARV. L. REV. 2464, 2527 (2004).

37) ただし、「答弁取引が不可欠である」という前提に批判をなす論稿があったのも忘れてはならない。Stephen J. Schulhofer, *Is Plea Bargaining Inevitable?*, 97 HARV. L. REV. 1037 (1984); Albert W. Alschuler, *Implementing the Criminal Defendant's Right to Trial: Alternatives to the Plea Bargaining System*, 50 U. CHI. REV. 931 (1983); NATIONAL ADVISORY COMM'N ON CRIMINAL JUSTICE STANDARDS AND GOALS, COURTS 32 (1973).

38) 福島・前掲注31) 27頁。

39) 福島・同上27頁。

たいのは、許容性の方である。

許容性に関して、戦後初期の時代に注目を集めた争点は、有罪答弁制度の導入が憲法38条3項に違反しないかであった。つまり、補強法則に反するかが問われたわけである⁴⁰⁾。

この論点を理解するのは少し難しい。というのも、補強法則は「自白」を対象にしたものであって、有罪答弁と自白とは性質が異なるとも理解できるからである。実際、後述の通り、有罪答弁が公判廷の自白としての性質を有するという前提を否定して憲法38条3項違反の問題を退ける見解もある。他方、有罪答弁制度が憲法38条3項に反すると主張する論者は、有罪答弁が公判廷の自白としての性質を有するという前提を支持する傾向にある。この理解に基づけば、有罪答弁制度が憲法38条3項に反するかという争点は、公判廷の自白が憲法38条3項にいう「本人の自白」に該当するかという有名な議論にある程度吸収して行われることになる⁴¹⁾。

40) ところで、補強法則について規定したものとして、憲法と刑事訴訟法がある。憲法38条3項は、「何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。」と規定する。憲法38条3項が補強法則の対象としているのは「本人の自白」である。そこで「本人の自白」の解釈が問題になり、公判廷の自白をも含むかが問われてきた。これに対して、刑訴法319条2項は、「被告人は、公判廷における自白であると否とを問わず、その自白が自己に不利益な唯一の証拠である場合には、有罪とされない。」と規定する。ここで「公判廷における自白であると否とを問わず」と書かれていることから、刑訴法319条2項が定める補強法則が「公判廷の自白」を対象にしていることに疑いはない。さらに刑訴法319条3項は、「前二項の自白には、起訴された犯罪について有罪であることを自認する場合を含む。」と規定している。ここで「有罪であることを自認する」とは、「犯罪の成立を争わず、罪責を承認する陳述」を意味する。松尾浩也監修『条解 刑事訴訟法〔第5版〕』（弘文堂、2022年）911頁。そのため、「本項（筆者注：刑訴法319条3項）は、現行刑訴法が英米法にみられるようなアレインメントの制度をとらないことを明らかにするものである」と整理される。同上・911頁。以上をまとめると、有罪答弁制度の導入が補強法則に反するかという問題は、憲法38条3項の解釈の問題であって、刑訴法が定める補強法則の問題ではない。有罪答弁制度を導入する場合、刑訴法319条3項を改正する必要がある。

41) そもそも公判廷の自白が憲法38条3項にいう「本人の自白」に該当するかという論点は、有罪答弁制度を念頭に置いたものではないのかという疑問もあり得よう。しかし、

憲法38条3項に違反すると主張する代表的な論者は団藤重光である。団藤は、公判廷の自白も憲法38条3項にいう「本人の自白」に該当すると理解する⁴²⁾。その理由として、「自白が証拠能力をもつためには任意性があきらかなくてはならないのであって、かように任意性のある自白を前提とするかぎり、公判廷の自白と公判廷外の自白とを質的に区別する理由はない」ことを挙げる⁴³⁾。そして有罪答弁制度は補強法則の対象となり、本制度の採用は憲法違反になると指摘する⁴⁴⁾。団藤の見解に対しては、次の2つの批判がなされ得る。第1に、そもそも公判廷の自白は憲法38条3項にいう「本人の自白」に該当しないという批判である⁴⁵⁾。その当否は措い

ゝ初期の議論では、旧刑事訴訟法中の関連規定(旧346条)を違憲無効にしたいという意思も働いていた可能性があり、有罪答弁制度のみが念頭に置かれていたわけではないように思われる。松尾浩也『刑事訴訟法〔下〕〔第2補正版〕』(弘文堂、1999年)38-39頁、松尾浩也「公判廷の自白(1)」法学セミナー287号(1979年)10頁を参照。

42) 団藤重光「自白と補強証拠」刑法雑誌1巻3・4号(1950年)461-465頁。団藤のほか、公判廷の自白が憲法38条3項にいう「本人の自白」に該当すると捉える見解として、中武靖夫「補強法則」『総合判例研究業書 刑事訴訟法(1)』(有斐閣、1957年)84-88頁、山田道郎『証拠の森』(成文堂、2004年)148-153頁を参照。

43) 団藤・前掲注4)285頁。

44) 団藤・同上。

45) 田宮裕『捜査の構造』(有斐閣、1971年)319頁は、「補強証拠の要求をジャスティファイする理由」につき、「わたくしは、訴追側(捜査機関)に、被疑者の取調(供述の採取)だけに力を集中せず、自白以外の証拠を探させるというポリシーの要求だと構成したい」とする。そのうえで、「わたくしは、補強の法則を、訴追側の証拠の収集に対する規制だと構成してきた。そうすると、主として捜査機関(訴追方式)に対する制約であって、公判での規制ではなくなる。もっとも、証拠の収集の方式という、公判での立証の方法に連なるが、公判での被告人の供述(自白)は、訴追側の立証のプロセスに乗ってくるものではない。被告人は黙秘権をもっているから、強制的に供述させることはできない。証人適格を認める立場に立っても、被告人が黙秘権を放棄してみずからすすんで証人台に立たなければ、その供述はえられない。この意味で、訴追側の証拠ではないから、訴追の規制には服さない」として、公判廷の自白には補強が不要という立場を採る。

龍岡資晃「アレイメント制度導入の可否について」『公判法大系I』(日本評論社、1974年)249-250頁も「確かに憲法三八条三項の文理解釈のみからは、『本人の自白』に公判廷の自白が含まれないとすることは困難であろうが、その母国ともいべき米国においては、アレイメントにおける有罪の答弁の制度が前提としてではあるが、裁判上の自白には補強証拠を必要としないとされてきており(例えば、Wigmore, Evidence 2071, ♂

て、最高裁は憲法38条3項が「公判廷の自白」には適用されないとしている⁴⁶⁾。第2の批判は、仮に公判廷の自白が憲法38条3項にいう「本人の自白」に該当するとしても、有罪答弁は公判廷の自白と性質を異にするから、有罪答弁制度の導入は憲法38条3項に違反しないというものである。第2の批判を代表するのが平野龍一である⁴⁷⁾。平野は、まず、「憲法三八条三項のいう自白には、公判廷の自白を含む」と断言して、判例の理解と距離を置く⁴⁸⁾。もっとも、団藤の理解とも異なり、有罪答弁制度の導入は憲法38条3項に反しないという⁴⁹⁾。平野が重視するのは、憲法38条3項が

↘3rd ed. (1940))、歴史的にも、自白法則は、裁判外の自白に関する原則として発生し発展してきているなどの沿革、公判廷の自白には、通常の場合、常に補強証拠を要求しなければ、虚偽の自白が含まれる危険性を全く除去できないとまでは言い切れず、裁判所の判断によって相当高度の蓋然性をもって真实性を担保できるとするならば、補強法則を要しないと解することも可能であろうことなどから判例の結論を支持することもできよう」とする。

江家義男『刑事訴訟法の基礎理論〔訂正版〕』（有斐閣、1952年）27頁も、公判廷の自白には憲法38条3項が適用されないとしており、その理由として次のことを挙げる。「わたくしは、英米法がそうであるということが最も有力な理由であると思う。けだし、新憲法の基本的なものが英米法、特に米法にあることは、新憲法制定の経過から見て疑いのないところであり、憲法38条3項が自白を「証拠」として規定している点は、公判における有罪の答弁を考慮の外においたものと見ることもできるからである。なお、自白に補強証拠を必要とする法則は、公判における自白については、常に必ずしも被告人に利益だとはいえない。何となれば、審理の迅速も被告人にとって一つの利益だからである。すなわち、公判で任意且つ真実の自白をした被告人にとって、補強証拠の取調のため審理が遅れることは、一つの不利益と考えられるからである」。

46) 最判昭和22年11月29日刑集1巻40頁、最判昭和23年2月7日刑集2巻2号37頁、最判昭和23年7月29日刑集2巻9号1012頁。

47) 平野龍一『刑事訴訟法』（有斐閣、1958年）232頁。憲法38条3項が有罪答弁制度を規律するものではないという考えは、鈴木茂嗣からも示されている。鈴木茂嗣「公判廷の自白」熊谷弘ほか編『証拠法大系Ⅱ 第2編 自白』（日本評論社、1970年）31頁は、「アレイメントの場合に問題となるのは、被告人が訴追側の主張を争うか否かという側面なのであり、被告人のかかる意思表示をどの程度において刑事手続上考慮しうるかということ、直接に本条（筆者注：憲法38条3項）によって規制されるものではないと解されるのである」と指摘する。

48) 平野・前掲注47) 232頁。

49) 平野・同上232頁。

「不利益な証拠」が自白であるときと規定している点である。ここから平野は、憲法38条3項は「被告人が争っていることを前提としている」と理解し、「被告人が争っているときは、公判廷の自白であっても、これを唯一の証拠として有罪とすることはできない」が、「しかし、被告人が争っていないときは、利益・不利益の問題もおこらないし、証拠の必要もない」から「被告人が争っていない場合は、憲法三十八条の関知するところではないといえよう」⁵⁰⁾と指摘する⁵¹⁾。

以上の通り、有罪答弁制度が憲法38条3項に反するか否かにつき、学説上、見解が分かれている。とはいえ最高裁は、憲法38条3項は「公判廷の自白」には適用されないとしているから、有罪答弁制度の導入が憲法38条3項に違反するものでないと考えている可能性は極めて高い⁵²⁾。最高裁が理由として挙げるのは、①公判廷の自白が任意である点、②裁判所が自白の真实性・任意性を十分に判断できる点である⁵³⁾。補強証拠を不要とする理由として、これらの理由を挙げるのが適切かは疑わしいように思わ

50) 平野・同上232頁。五十嵐二葉「憲法上の権利としての刑事手続——憲法の保障と実体とのギャップ」法学セミナー494号(1996年)62頁は、「(筆者注：憲法三十八条)三項を理由に日本にはアレイメントを許されないという説がある。これは、証拠としての自白と、事件当事者としての事件処分の陳述(刑訴二九一条二項)の区別を理解しないからだ。被告人には事件の主体として自己の事件を自ら処分する権限がある」と指摘する。田宮・前掲注45)330頁は、自白には「訴訟資料」としてのものと「証拠資料」のものがあることを前提に、憲法38条3項が不利益な「証拠」が自白であるときと規定していることから、補強法則は、「自白を証拠資料、つまり要証事実(犯罪)を立証する資料として用いる場合を規制した」ものであるが、有罪答弁は「証拠資料の提供でなく」訴訟資料の提出行為であるから、この場合には憲法38条3項が及ばないと理解する。

51) 平野説にも批判がある。たとえば、上田勝美「公判廷の自白」法律時報41巻5号(1969年)107頁は「憲法三十八条三項にいう『自白』は、自認を含めて、広く『犯罪事実の全部又は一部について自己の刑事責任を肯定する供述』と解すべきである。なぜなら、三十八条三項の法理は、公判廷の内外の自白を問わず、かつ被告人が争っている自白であると否とを問わず、およそ『本人の自白』が唯一の証拠である場合には、有罪とされない趣旨と解すべきだからである」と指摘する。

52) 最判昭和22年11月29日・前掲注46)、最判昭和23年2月7日・前掲注46)、昭和23年2月12日刑集2巻2号80頁、最判昭和23年7月29日・前掲注46)。

53) 最判昭和23年7月29日・前掲注46)。

れる⁵⁴⁾。だが、憲法38条3項に反するかという問題は、最高裁レベルでは決着が付いているとみるのが正当かもしれない。

(6) もっとも、憲法38条3項に反しないからといって、直ちに有罪答弁制度の導入に問題がないことを意味しない。有罪答弁制度の本場ともいえるアメリカでは、合理的な疑いを超えた証明の原則との抵触が問題視されてきた⁵⁵⁾。改めて考えてみると、有罪答弁制度では、被告人が有罪答弁を行い、当該答弁が受理されれば、量刑審に移行するわけであるから、合理的な疑いを超えた証明なく有罪宣告をしているのではないかという疑問が浮上するのも不思議ではない。そこで本稿では、有罪答弁制度の採用が合理的な疑いを超えた証明原則に抵触するか否かを明らかにしたい。

(7) 検討方法としては、比較的手法を用いる。というのも、現在、日本では有罪答弁制度が採用されておらず、検討の素材が十分にないからである。比較対象はアメリカ法とする。有罪答弁制度は英米法に由来し、特にアメリカは有罪答弁制度への依存度が高く、理論的な蓄積が豊富にあるからである。

(8) あらかじめ本稿の構成を示しておこう。本稿では、第1にアメリカにおける証明基準を整理し、有罪判決を下すには合理的な疑いを超えた証明が要求されてきたことを確認する。第2に、有罪答弁制度に基づき有罪

54) 補強証拠を不要とする理由として、公判廷の自白が完全に任意であることを挙げることは説得的でない。なぜなら、まさに団藤が指摘するように、憲法38条3項は、憲法38条1項や2項により証拠能力が認められる自白を前提に、さらに補強証拠を要求するものであるからである。団藤・前掲注42) 462頁。

55) WILLIAM R. KELLY WITH ROBERT PITMAN, *CONFRONTING UNDERGROUND JUSTICE: REINVENTING PLEA BARGAINING FOR EFFECTIVE CRIMINAL JUSTICE REFORM* 54 (2018); Robert Schehr, *Standard of Proof, Presumption of Innocence, and Plea Bargaining: How Wrongful Conviction Date Exposes Inadequate Pre-Trial Criminal Procedure*, 54 CAL. W. L. REV. 51, 65 (2017).

なお、川出敏裕「『公判』分野の回顧と展望」刑法雑誌62巻3号（2023年）394頁は「犯罪事実について立証をしないで有罪を認定することが妥当なのか」が有罪答弁制度の「根本的問題」になることを指摘している。

判決が下される場合、実際には合理的な疑いを超えた証明が要求されるわけではなく、「相当な理由」によって有罪判決が下されるおそれがあることを確認する。第3に、日本で有罪答弁制度を採用する場合、合理的な疑いを超えた証明原則の例外を認めることになり、そのことが無辜の不処罰との関係で問題を孕むことを示す。

II アメリカにおける証明基準

(1) 以下では、有罪答弁制度と合理的な疑いを超えた証明原則との関係を考える。その出発点として、どのような証明基準が存在するかを整理しておこう。アメリカにおける証明基準としては、次の3つが重要である。基準の高い順に、①合理的な疑いを超えた証明 (proof beyond a reasonable doubt)、②証拠の優越 (preponderance of the evidence)、③相当な理由 (probable cause) となる⁵⁶⁾。

(2) 周知の通り、有罪判決を下すには合理的な疑いを超えた証明が要求される。これが憲法上の要請であることも連邦最高裁によって確認されている⁵⁷⁾。アメリカでは重要な模範刑法典を開いても、「何人も、犯罪の各要素が合理的な疑いを超えて証明されない限り、犯罪で有罪とされることはない。そのような証明がない場合、被告人の無罪が推定される」と確認されている (§ 1.12(1))⁵⁸⁾。合理的な疑いを超えた証明が最も高度な証明基準であることに疑いはない⁵⁹⁾。補足意見の中で示されたものだが、連邦最高裁は合理的な疑いを超えた証明を要求する基礎を「罪のない人を有罪にすることは、罪のある人を逃してしまうよりも、はるかに悪いことであ

56) KELLY, *supra* note 55, at 53-55; Schehr, *supra* note 55, at 59-60.

57) *In re Winship*, 397 U.S. 358, 362 (1970).

58) アメリカでは各州に刑法典があるが、1950年代から60年代にかけて全米の刑法典を統一するのしようという運動があった。そこで American Law Institute が1962年に公表したのが、模範刑法典である。

59) KELLY, *supra* note 55, at 53; Schehr, *supra* note 55, at 61.

るという我々の社会の基礎的な価値判断」という点に求めている⁶⁰⁾。

合理的な疑いを超えた証明を言語化する試みは重視されている。その背景には、陪審説示の必要性がある⁶¹⁾。アメリカでは、陪審員が評議に入る前に、裁判官が説示を行う（陪審説示）。その際、被告人を有罪にするには合理的な疑いを超えた証明が必要であることや、その概念の説明がなされるのも一般的である。この説明をするには、合理的な疑いを超えた証明を言語化しなければならない。

合理的な疑いを超えた証明の定義については、Commonwealth v. Webster 判決⁶²⁾におけるショー判事の説示が参考にされてきた⁶³⁾。その説示によると、合理的な疑いを超えた証明については moral certainty という言葉で表現されている。問題はその意味である。かつて平野龍一は、moral certainty を「道徳的确实性」と訳し、その意味は「裁判官が、良心に従って、まちがいないと信じ」ることを指すとしていた⁶⁴⁾。ところが、その後、中川孝博の研究によって、moral certainty という概念は、17世紀の認識論において定立された概念をそのまま使用したものであることが日本でも紹介された⁶⁵⁾。第1に、moral という言葉は、道徳や良心といった意味ではなく、「一定命題につき、判断者が直接に知覚できず、他の媒体（証言等）を通して知覚しなければならない場合における」という意味であり、第2に、moral certainty という概念は、「一個人の心証状態のみを指すものではな」く、「偏見なく判断する者ならば誰でも」合意することができることを定義上含むという⁶⁶⁾。もともと、中川の説明による

60) In re Winship, 397 U.S. at 372.

61) See CAMMACK & GARLAND, *supra* note 7, at 415-416.

62) Commonwealth v. Webster, 59 Mass. (5 Cash) 295.

63) 中川孝博『合理的疑いを超えた証明 刑事裁判における証明基準の機能』（現代人文社、2003年）198頁。

64) 平野・前掲注47）189頁。

65) 中川・前掲注63）201-203頁。

66) 中川・同上202頁。

と、アメリカではその後、「moral certainty が、現代においては、単に個人の心情を指し示すものとしてのみ解釈される危険が高く、陪審が証拠を十分に検討することが妨げられる危険が生じうる」ことが問題視された⁶⁷⁾。つまり、言葉の意味が変遷してしまったのである。

合理的な疑いを超えた証明の説明としては、moral certainty のほかに、firmly convinced という言葉も用いられてきた⁶⁸⁾。たとえば、「合理的な疑いを超えた証明とは、被告人が有罪であることを確信 (firmly convinced) できるような証明である。政府は全ての存在し得る疑いを超えて証明することまでは求められない。合理的な疑いとは、理由とコモンセンスに基づく疑いであり、単なる推測に基づくものではない」⁶⁹⁾という説明がある。しかし、firmly convinced に対しても、moral certainty と同様の批判がある⁷⁰⁾。

本稿の主題から逸れることになるので、定義問題には深入りしないが、「合理的な疑い」の解明を試みた中川の定義を最後に確認しておく。中川は、「合理的な疑い」を「証拠を適正に検討した結果残る個人的疑い」と定義する⁷¹⁾。この定義のポイントは、合理的な疑いを「主観的なもの」と捉え、本人の納得の問題と理解する点である⁷²⁾。自身の疑いが証拠のどこから発生するかを一応言語で指摘できる必要があるが、他方、自身の疑いが第三者を納得させるものである必要はないのだという⁷³⁾。

(3) 刑事裁判とは異なり、民事裁判では合理的な疑いを超えた証明までは求められない。民事裁判においては、「証拠の優越」という基準が用い

67) 中川・同上204頁。

68) 中川・同上206頁は、「firmly convinced」を「堅く信じさせる」と訳している。

69) United States Courts for the Ninth Circuit, “Model Jury Instructions.”

70) 中川・前掲注63) 206頁。

71) 中川・同上279頁。

72) 田淵浩二「事実認定(構造)論」川崎英明=葛野尋之編『リーディングス刑事訴訟法』(法律文化社、2016年) 344頁。

73) 中川・前掲注63) 279頁。

られている⁷⁴⁾。パーセント表記することの問題もあるが、証拠の優越をパーセントで示せば、50.1%であると指摘される⁷⁵⁾。民事裁判で用いられる証拠の優越という基準は、刑事裁判で用いられる合理的な疑いを越えた証明の基準と比較した場合、充足するのにはるかにハードルが低い⁷⁶⁾。問題はその理由であるが、Robert Schehr は次のように説明している。「これは、民事上の有罪判決（civil convictions）による損害は主に金銭的なものであり、刑事上の有罪判決によって一般的に発生する自由の喪失や社会的な恥辱、名誉の毀損、家族や友人の喪失、仕事の損失などは含まれないからである」⁷⁷⁾。

(4) 証拠の優越より低い基準として、「相当な理由」がある⁷⁸⁾。証拠の優越と異なり、相当な理由をパーセントでどのように表記するかは意見の一致をみない⁷⁹⁾。相当な理由は、適法に逮捕する場合や大陪審のもと正式起訴する場合に求められる⁸⁰⁾。

Ⅲ アメリカにおける有罪答弁制度と 合理的な疑いを越えた証明に関する議論

(1) 有罪判決を下すには、合理的な疑いを越えた証明が要求される⁸¹⁾。前述の通り、連邦最高裁によるとこれは憲法上の要請である⁸²⁾。また「全ての有罪判決」に求められる⁸³⁾。ところが、答弁取引と有罪答弁制度の場

74) Schehr, *supra* note 55, at 60.

75) KELLY, *supra* note 55, at 54.

76) Schehr, *supra* note 55, at 62.

77) *Id.* at 62.

78) KELLY, *supra* note 55, at 54; Schehr, *supra* note 55, at 60.

79) KELLY, *supra* note 55, at 54; Schehr, *supra* note 55, at 63-64.

80) Schehr, *supra* note 55, at 60.

81) *In re Winship*, 397 U.S. at 361.

82) *Id.* at 362.

83) Schehr, *supra* note 55, at 64.

合、合理的な疑い基準よりも低い基準に基づいて有罪判決が下されているのではないかという懸念がアメリカでは示されている⁸⁴⁾。この考えを理解するには、有罪答弁の受理という概念、有罪答弁の法的性質、受理の要件、有罪宣告の要件を確認する必要がある。

(2) まず、改めて、有罪答弁制度とはどのような制度かを確認しよう。日本では、次のように説明されてきた。

「これ(筆者注:英米における有罪答弁制度)は、認否を聴く手続(アレインメントとも呼ばれる)で被告人が有罪の答弁(不抗争の答弁も同視される)をすると、死刑事件などの場合をのぞき、事実認定が省略されて量刑だけを進める制度である」⁸⁵⁾。

これは田宮裕による説明である。ほかの論者によっても同じような説明がなされることが多い⁸⁶⁾。しかし、田宮自身の無理解に基づくものではないが、上のような説明は、答弁の受理という概念が抜け落ちて点で誤解を招きやすいものになっている。アメリカでは、被告人が有罪答弁をしても、直ちに事実認定が省略されるわけではない。裁判所による有罪答弁の受理が必要なのである⁸⁷⁾。

(3) では有罪答弁を受理する要件は何か。この点については、有罪答弁の法的性質を踏まえて考える必要がある。連邦最高裁の理解によると、有罪答弁の法的性質は、①有罪の自認と②公判(trial)を受ける権利の放棄である⁸⁸⁾。このことは答弁取引の合憲性をはじめ肯定した1970年のBrady v. United States 判決⁸⁹⁾で示されている。そして、同判決によれ

84) Albert W. Alschuler, *A Nearly Perfect System for Convicting the Innocent*, 79 ALB. L. REV. 919, 922 (2015); KELLY, *supra* note 55, at 54.

85) 田宮裕『刑事訴訟法〔新版〕』(有斐閣、1996年)409頁。

86) 松尾・前掲注11)298頁を参照。

87) FED. R. CRIM. P. 11.

88) Brady v. United States, 397 U.S. 742 (1970).

89) *Id.*

ば、有罪答弁受理の要件として、①有罪の自認という観点から「任意性」が、②公判を受ける権利の放棄という観点から「知悉性」が必要になる⁹⁰⁾。ところが、同年の North Carolina v. Alford 判決⁹¹⁾によって、①有罪の自認という要素は不可欠でないことが示された。その場合にも、任意性と知悉性が要求される⁹²⁾。

これまでの議論を整理すると、公判を開くことなく、答弁に基づいた有罪判決を下す場合、②公判を受ける権利の放棄という要素が決定的に重要になる。そして答弁受理の要件は、任意性と知悉性である。このことは、連邦刑事訴訟規則11でも確認されている⁹³⁾。

(4) 以上の議論から明らかな通り、答弁受理の要件は任意性と知悉性である。被告人が訴追された犯罪につき有罪であることの合理的な疑いを越えた証明は要求されていない。そうすると有罪答弁制度では、合理的な疑いを越えた証明どころか、全く事実の確認なく有罪判決が下されていると評価しそうになる。しかしこの評価は勇み足である。というのも、有罪答弁が受理されても、直ちに有罪宣告がなされるわけではないからである。有罪答弁の受理要件とは別に、有罪宣告の要件がある。すなわち、連邦刑事訴訟規則11(b)3によると、「有罪答弁に対する判決をする前に、裁判所は答弁についての事実的基礎が存在することを確認しなければならない」と規定している⁹⁴⁾。日本では誤解がみられることもあるが、事実的基礎の確認は答弁受理の要件ではない⁹⁵⁾。有罪判決の宣告要件である⁹⁶⁾。

事実的基礎を確認する意義の1つとしては、一応は、無辜の不処罰が挙

90) *Id.* at 748. この点については、清水・前掲注 3) 77頁を参照。

91) North Carolina v. Alford, 400 U.S. 25 (1970).

92) *Id.* at 37.

93) FED. R. CRIM. P. 11.

94) FED. R. CRIM. P. 11(b)3.

95) 清水・前掲注 3) 29頁。

96) 清水・同上。

げられる⁹⁷⁾。もっとも、連邦刑事訴訟規則11(b)3にも、合理的な疑いを超えた証明を要求するとは書かれていない。事実に基礎の確認に用いられる情報に証拠能力は必要とされない⁹⁸⁾。法域によって、事実に基礎を確認する手続は異なる⁹⁹⁾。被告人が宣誓して裁判官から尋問を受けることで、事実に基礎の要件が満たされるとしている法域もある¹⁰⁰⁾。アメリカにおいて事実に基礎の確認が形骸化しているとの評価は根強い¹⁰¹⁾。

(5) 以上を整理すると、有罪答弁の受理要件としても有罪宣告の要件としても、合理的な疑いを超えた証明が要求されると理解することは難しいように思われる。

(6) もちろん、被告人が有罪答弁を行えるのは、起訴後のことである。このこととの関係で、全ての事件において嫌疑の審査が全くないわけではない。被告人が有罪答弁を行うのはアレイメントという手続である。訴追請求(claim)からそれまでの典型的な流れを簡単に示すと、訴追請求→無令状逮捕の審査(Gerstein hearing)→最初の審問→大陪審・予備審問→アレイメントとなる¹⁰²⁾。ここで重要なのは、大陪審・予備審問による嫌疑の審査である。以下、連邦法を念頭に置いて説明する。修正5条によると、重罪(felonies)や死刑を科し得る犯罪(capital crime)の場合、大陪審による正式起訴状が必要になる¹⁰³⁾。そして、大陪審は「相当な理

97) ABA STANDARDS FOR CRIMINAL JUSTICE PLEAS OF GUILTY § 14-1.6(a) (2018); ABA STANDARDS FOR CRIMINAL JUSTICE PLEAS OF GUILTY § 14-1.6 commentary (3rd ed. 1999).

98) CAMMACK & GARLAND, *supra* note 7, at 309.

99) HERMAN & BOLITHO, *supra* note 7, at 14.

100) *Id.* at 14.

101) JENIA I. TURNER, PLEA BARGAINING ACROSS THE BORDERS 41 (2009); *See also* Jenia I. Turner, *Judicial Participation in Plea Negotiations: A Comparative View*, 54 AM. J. COMP. L. 199, 202 (2006); Alschuler, *supra* note 84, at 934.

102) 岩田太ほか『基礎から学べるアメリカ法』(弘文堂、2020年)218頁〔岩田太〕。

103) U.S. Const. amend. V; CAMMACK & GARLAND, *supra* note 7, at 79. 大陪審による正式起訴を求める修正5条が州に適用されないことは *Hurtado v. California*, 110 U.S. 516 (1884) によって確認されているが、州のなかには法律レベルで重罪に大陪審による正式起訴状を

由」があると考えられる場合、正式起訴状を発付するが、「相当な理由」がないと考える場合には、手続をいったん打ち切ることになる¹⁰⁴⁾。また連邦では、軽犯罪（a petty offense）¹⁰⁵⁾以外の犯罪で訴追請求されたときに、予備審問の開催が求められる¹⁰⁶⁾。もちろん、the bypass rule があるので、予備審問が開催される前に、大陪審を通して正式起訴状が発付された場合には、予備審問は開催されない¹⁰⁷⁾。そして連邦刑事訴訟規則5.1(e)は「犯罪が実行されたまたは被告人が当該犯罪を実行したと信じる相当な理由がないと判断したとき、治安判事は、訴追請求を打ち切り、被告人を解放しなければならない」と定めている¹⁰⁸⁾。要するに、大陪審の場合でも予備審問の場合でも、「相当な理由」が要求される¹⁰⁹⁾。このことを踏まえると、重罪の場合においても、有罪答弁に基づく有罪判決に最低限要求されるのは、従来、「証拠の優越」よりも低い基準とされてきた「相当な理

を要求しているところもある。CAMMACK & GARLAND, *supra* note 7, at 79.

104) 正式起訴状を発付するのに必要とされる証明基準は州によって異なり、大別すると、「相当な理由」と「一応の証拠（*prima facie* evidence of guilt）」の2つの基準があると指摘される。連邦では「相当な理由」基準を採用しているという見方もあるが（白井論「公訴提起における犯罪の嫌疑と検察官の倫理——起訴の基準をめぐる合衆国の議論を中心に——」大阪経済法科大学法学論集70号（2011年）138頁）、どちらの基準を用いているのかを判断するのは困難であるという評価もある。CAMMACK & GARLAND, *supra* note 7, at 88.

105) 軽犯罪（petty offense）とは、軽罪（misdemeanor）とは異なる概念であり、「通常は6か月以下の自由刑か500ドル以下の罰金またはその併科の対象犯罪」を意味する。小山貞夫編『英米法律語辞典』831頁（研究社、2011年）。

106) FED. R. CRIM. P. 5.1 (a). 州レベルの議論でいうと、重罪の場合に大陪審による正式起訴を必要としない州があり、その場合には予備審問を経ることになる。CAMMACK & GARLAND, *supra* note 7, at 79.

107) FED. R. CRIM. P. 5.1 (a)(2). 清水拓磨「刑事事件選別過程の多層化——起訴基準の見直しと『新たな中間手続』における手続打ち切り——」立命館法学401号（2022年）182頁で指摘したように、「予備審問は、相当な理由があるか否かが判断される事件選別手続である。大陪審を通して正式起訴状が発付された場合には、相当な理由があることが確立される。そのため、この場合には、予備審問を開く必要がないのである」。WAYNE R. LAFAYE ET AL., CRIMINAL PROCEDURE HORNBOOK 900 (6th ed. 2016).

108) FED. R. CRIM. P. 5.1 (e).

109) Schehr, *supra* note 55, at 64.

由」であるとみることもできよう。

これまでの議論を整理すると、アメリカの刑事司法は Robert Schehr が指摘するような状態にあるといえる。「有罪の証明には2つの基準がある——それは合理的な疑いを超えた証明と、相当な理由である。合理的な疑いを超えた証明の基準は公判 (trials) のみに適用される。これに対して、答弁取引の結果として重罪の有罪判決がなされる場合、通常、予備審問または大陪審の手続からくる相当な理由によってそれは正当化される」¹¹⁰⁾。

(7) 以上の整理は、一部の実務家の評価とも一致する。William R. Kelly が実施したインタビュー調査によって、弁護人の中には、答弁取引と有罪答弁の場合、単なる「相当な理由」によって有罪判決が下されると考える者がいることが明らかとなっている¹¹¹⁾。

IV 小括と若干の検討

(1) アメリカの議論は次のように整理できよう。有罪答弁の法的性質は、① 有罪の自認と ② 公判を受ける権利の放棄である。①は憲法上要求されるわけではなく、②が決定的に重要となる。そして、この権利放棄は無制限にできるわけではない。任意性と知悉性という2つの要件を満たす必要があり、これら要件を満たさない場合、当該答弁は裁判所によって受理されない。他方、答弁の受理要件として、合理的な疑いを超えた証明が求められるわけではない。答弁受理の要件とは別に有罪宣告の要件がある。それは事実に基づく確認である。事実に基づく確認は冤罪防止に機能し得るが、現実には形骸化していると指摘される。そもそも合理的な疑いを超えた証明まで要求するものではない。以上の答弁受理要件および有罪宣告要件を踏まえれば、有罪答弁制度に基づき有罪判決が下される場合、

110) *Id.* at 65. 無論、これは現状理解にすぎず、Schehr は現状を正当とみていない。

111) KELLY, *supra* note 55, at 55-56.

合理的な疑いを超えた証明が必ずなされているわけではないと理解できよう。実務家の中にも、このことを率直に認める者がいる。結局、重罪の場合でも「相当な理由」しかないまま有罪判決がなされるおそれがあるのである。

以上の議論が正しいとすれば、日本においてアメリカのような有罪答弁制度を導入するのであれば、合理的な疑いを超えた証明なく有罪判決を下す場合を認めることになる¹¹²⁾。有罪答弁の本質が権利放棄にあるとはいっても、従来、日本では、被告人の意思によって、合理的な疑いを超えた証明を不要とすることはできないと考えられてきたはずである。そうだとすれば、有罪答弁制度の導入は許されないといえよう。

(2) このような理解に対しては、日本の起訴運用とアメリカの起訴運用との間の違いを踏まえていないとの批判が想定される。周知の通り、日本では長年にわたって「有罪判決が得られる高度の見込み」がある場合に限って起訴するという運用がなされてきた¹¹³⁾。この公訴の提起には確信をもって行うという運用は「精密司法」そのものを形作っている¹¹⁴⁾。この点で、アメリカ法と異なる。とはいえ、それはあくまで検察の運用にすぎない。そもそも指摘するまでもなく、起訴基準と合理的な疑いを超えた

112) 日本においても、合理的な疑いを超えた証明原則は確立している。最決平成19年10月16日刑集61巻7号677頁を参照。

113) 司法研修所検察教官室編『検察講義案（令和3年版）』（法曹会、2023年）74頁、平田胤明「これからの検察官像」法学セミナー85号（1963年）73頁、難波治「起訴をめぐる」法律のひろば17巻8号（1964年）8頁以下、岩下肇「検察官はいかなる場合に起訴すべきか」法律のひろば17巻8号（1964年）13頁、岡村泰孝「公訴権の運用」司法研修所論集1970年1号（1970年）3頁、出射義夫「検察官の公判専従論について」同『検察・裁判・弁護』（有斐閣、1973年）93頁、安西温「公訴権の運用」熊谷弘ほか編『公判法大系Ⅰ 公訴』（日本評論社、1974年）33頁、横井大三「起訴便宜主義」熊谷弘ほか編『公判法大系Ⅰ 公訴』（日本評論社、1974年）81頁、石井一正「わが国刑事司法の特色とその功罪」司法研修所論集1987年1号（1987年）311頁、大久保隆志「刑事訴追の実務と刑事訴追論」刑法雑誌45巻3号（2006年）61頁、酒巻匡『刑事訴訟法〔第2版〕』（有斐閣、2020年）227頁。

114) 松尾・前掲注11) 15頁以下。

証明とは決定的に異なる。起訴運用として高度の見込み基準を採用していることは、有罪答弁制度の導入が合理的な疑いを越えた証明原則と抵触するという点に何ら理論的な影響を与えないように思われる。

V 結びに代えて

本稿では、有罪答弁制度と合理的な疑いを越えた証明との関係を検討してきた。そして、アメリカにおいては、有罪答弁制度とそれを下支えする答弁取引制度のもとでは、合理的な疑いを越えた証明ではなく、実際には、相当な理由によって有罪判決が下されるおそれがあることを確認できた。有罪答弁制度の採用は、合理的な疑いを越えた証明原則に抵触する。

この抵触を無視して、日本において、有罪答弁制度や答弁取引制度を採用すればどうなるだろうか。正確なところはわからないが、Albert W. Alschuler が指摘するような「無実の人を有罪にするためのほぼ完璧なシステム」が出来上がるのかもしれない¹¹⁵⁾。

* 本研究は JSPS 科研費 JP22K20103 の助成を受けたものである。

115) 「無実の人を有罪にするためのほぼ完璧なシステム」という表現は、Albert W. Alschuler による論文のタイトルから借りたものである。アメリカにおける答弁取引研究の第一人者である Alschuler は皮肉を込めて、答弁取引を「無実の人を有罪にするためのほぼ完璧なシステム」と呼び、アメリカの刑事司法が無実の人を冤罪に陥れる構造を指摘している。Alschuler, *supra* note 84, at 919-940.